

## 国保中央病院設備改修工事（令和8年度）仕様書

### 1. 工事概要

- (1) 工事名称 国保中央病院設備改修工事（令和8年度）
- (2) 工事場所 磯城郡田原本町宮古404-1 国保中央病院内
- (3) 工事期間 契約締結日から令和9年3月31日

ただし、施工日は、第2・4土曜日、日曜日又は祝日を原則とし、来院患者等の診療等に支障を及ぼさない日とすること。平日の施工となる場合は、発注者及び受注者の協議のうえ決定するものとする。

- (4) 工事概要 ○国保中央病院本館（鉄筋コンクリート造 地上7階・地下1階建て 延べ面積10,634.35㎡）
  - ・本館1階照明設備のLED化工事（一式）
  - ・コンデンサ・リアクトル更新工事
  - ・空調冷温水管 枝管廻りドレン管洗浄 本館1階
  - ・本館東側外壁タイル落下防止ネット設置工事

※その他、別添参考資料を確認すること。

- 2. 共通仕様 設計図書（図面）及び特記仕様書等に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）による。

### 3. 特記仕様書（共通）

#### (1) 一般事項

- 入札前には現場確認の上、質疑があれば行うこと。
- 本工事は設計図書を作成していないため、受注者は参考資料に依拠することなく、現地調査を十分に実施し、既存設備の仕様、数量、設置状況等を確認の上、適切に施工すること。
- 発注者が提示する図面その他の資料等は参考資料であり、その内容の正確性及び網羅性を保証するものではない。
- 参考資料と現地状況に相違がある場合は、現地状況を優先するものとする。
- 仕様書、設計図書（図面）等に記載されていない事項については、監督職員と協議の上、施工すること。
- 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、病院担当者（以下「監督職員」という。）に報告の上、その指示に従うこと。
- 受注者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗を図ること。

- 本工事に係る一切の費用を含むこと。本仕様書に記載のないものであっても、付带的に実施しなければならないものは、契約額の範囲内において誠実に実施すること。
  - 軽微な数量及び施工範囲の増減については、本工事の範囲内で対応すること。
  - 受注者は、本工事の目的を達成するために必要な事項については、本仕様書に明記がない場合であっても、当然に実施するものとする。
  - 受注者は、業務に必要な資格を有し、業務を総合的に把握し調整・連絡をする業務責任者を選任すること。業務責任者は、作業現場の安全衛生等に関する管理について責任を負い関係法令に従って業務を行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守及び官公庁への届出手続等
- 消防法、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守して業務を行うとともに業務に関連して必要な官公署などへの諸手続きは、速やかに受注者が行うものであり、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (3) 工程表等の提出
- 実施工程表、施工計画書及び施工図を作成して監督職員の承諾を受けること。
- (4) 施行条件
- 施工日は原則、第2・4土曜日、日曜日又は祝日とし、来院患者等の診療等に支障を及ぼさない日とする。平日の施工となる場合は、発注者及び受注者の協議のうえ決定するものとする。
- 施工時間は原則、8時30分から17時00分までとする。
- また、当工事は病院運営しながらの施行となるため、患者さん、来院者及び医療スタッフの支障のないように、監督職員と協議をしながら行うこと。
- (5) 工事の記録
- 工事日誌(任意の様式)を作成すること。
  - 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録(任意の様式)を作成し、提出すること。
  - 工事の施工によって、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施行を行う場合は、施工の記録、工事写真等を整備すること。
- (6) 品質管理
- 機器及び使用材料は承認図及び仕様書等を監督職員に提出し、承認を得てから発注及び使用すること。
- (7) 保証書の提出
- メーカー等の保証書を提出すること。
- (8) 後片付け
- 工事に伴い取り外し・移動又は破損させた箇所は、受注者負担より現状回復すること。
- (9) 完成時の提出図書

竣工図（3部）及び保全に関する資料を提出すること。

(10) 工事写真

着工前、工事中、完成時をそれぞれ適宜撮影し、アルバム（A4板）に整理の上2部提出すること。また記録媒体（CD-R等JPEGファイル）で提出すること。

(11) 発生材の処理等

既設設備の撤去・処分等については、関係法令に従い、適切に撤去・処分すること。また、処分のマニフェスト（原本）を提出すること。

(12) 工事告知

工事着工前に工事用看板を設置すること。設置期間また設置場所等は監督職員の指示に従うこと。

(13) スペースの提供

必要であれば、工事施工の期間中、監督職員が指定する駐車場の一角を作業員の控え等のスペース（プレハブ等の設置も可）として、使用することができる。

#### 4. 特記仕様書（電気設備工事）

(1) 本館1階照明設備のLED化工事（一式） 施工条件

- 参考資料に記載のない照明器具及び数量についても、本工事の目的を達成するために必要な範囲において、受注者の責任により対応すること。
- MRI室等の特殊環境下に設置されている照明器具については、当該室の特性上、磁場の影響を考慮した非磁性体対応等の適切な仕様の器具を選定し施工すること。なお、当該箇所については参考資料に反映されていないため、受注者は現地条件を十分確認の上、必要な措置を講じること。
- MRI室内の施工にあたっては、病院担当者の指示に従い、立入方法、作業手順及び安全対策について事前に協議すること。
- 竣工図面において暗室用の特殊照明器具が記載されている箇所については、現状は当該用途で使用していないため、感光防止用の特殊照明器具とする必要はなく、現地状況に応じて一般のLED照明器具による更新とすること。
- 照明設備については、既存の蛍光灯照明器具を原則として同等の寸法・形状のLED照明器具又はLEDランプに更新することとし、既存器具の再利用が可能な場合はこれを活用すること。
- 更新にあたっては、既存配線及び設置条件に適合するよう施工し、安全性及び機能性を確保すること。
- 既存の照明器具は撤去の上、関係法令に基づき適正に処分すること。
- 既存の蛍光灯のうち使用可能なものについては、発注者の指示に従い、指定場所へ搬入・引渡しを行うこと。
- 工事に必要な仮設、養生、撤去、運搬、処分等の一切の費用は、本工事に含むもの

とする。

(2) コンデンサ・リアクトル更新工事 施工条件

- 国保中央病院コンデンサ・リアクトル更新工事特記仕様書による。

5. 特記仕様書（機械設備工事）

(1) 施工条件

- 本工事にあたり、発注者は令和7年度に実施したドレン配管洗浄作業に関する資料及び1階竣工図面を参考資料として提示する。
- 令和7年度における作業範囲は4階、5階及び6階であったが、本工事においては1階の全てを作業範囲とする。
- ドレン配管の洗浄方法については、令和7年度に実施した手法に準じて行うものとする。ただし、現地状況により必要な変更が生じる場合は、監督職員と協議の上実施すること。
- 本工事の目的を達成するために必要な範囲において、参考資料に記載のない箇所についても、受注者の責任において適切に対応すること。
- 工事に必要な養生、機材搬入出、洗浄、排水処理等の一切の費用は、本工事に含むものとする。
- 洗浄作業に伴い不具合が確認された場合は、監督職員に報告し協議すること。

6. 特記仕様書（建築工事）

(1) 施工条件

- 本工事にあたり、発注者は、令和2年に実施した外壁落下防止ネット仮設工事仕様書及び他業者から取得した見積書（以下「参考資料」という。）を提示する。
- 外壁落下防止ネットについては、耐候性を有する合成繊維製とし、飛来落下物防止用として十分な強度を有するものとする。なお、使用材料は、一般社団法人仮設工業会認定品又は同等以上の性能を有する製品とする。また、想定される外壁落下物の荷重及び風荷重に対して安全な構造とし、使用期間中において破断、脱落等を生じない性能を有すること。
- 設置範囲については、参考資料に示す範囲を基本とするが、現地状況及び外壁の劣化状況に応じて必要な範囲については受注者の責任において適切に対応すること。
- 国保中央病院外壁調査報告書に示されている⑥～⑩の範囲については、外壁落下防止を目的として、当該範囲を確実に覆うよう外壁落下防止ネットを設置すること。
- 上記範囲については、必要な重なり及び余長を確保し、確実に覆うものとする。
- 工事に必要な仮設、養生、運搬、設置、撤去等の一切の費用は、本工事に含むものとする。

## 7. その他

- (1) 器材・材料等の搬入や設置等の作業の際は、施設に汚損を与えないよう養生等を実施すること。汚損を与えた場合には、請負者の責任において修復すること。
- (2) 各書類は、日本語であること。
- (3) 施設の特性を理解し、施設利用者の安全に配慮して作業を行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密は漏らしてはならない。
- (5) 設置工事後、全ての機器について動作確認を行い、その結果を報告すること。